

## 滞納整理強化月間の実施について

平成 22 年 12 月 21 日  
京 都 地 方 税 機 構  
(事務局 075-414-4499)

京都地方税機構では滞納整理強化月間を実施中です

京都地方税機構は、府及び京都市を除く 25 市町村の滞納税（一部国民健康保険料を含む）の徴収業務を行っています。

構成団体から託された税込確保の使命を果たすため、12 月を滞納整理強化月間と定め、徴収強化を図っています。

### 1 実施期間

12 月（機構本部特別機動室及び全地方事務所（9箇所）で実施中）

### 2 取組内容

#### 文書催告の集中実施

未納案件約 10 万件を対象に自主納税を促す文書を集中発付します。

#### 夜間納税督促

夜間に、電話催告等により自主納税をお願いします。

#### 差押え等滞納処分の集中実施

自主納税されない滞納者に対しては、預金、給料、自動車、土地や家屋の不動産等の差押えを実施します。

また、財産が発見できないような場合には搜索も実施します。

（12 月 17 日 1 件実施済）

### 3 今後の予定

3 月（年度末月間）、5 月（出納閉鎖月間）実施予定